令和8年4月改訂

高齢者虐待対応におけるフローチャート

虐待疑い事案の発見

通報（警察含む）

1、相談・通報・届出の受付（高齢福祉課、地域包括支援センター）
・総合相談票の作成（相談・通報・届出を受けた機関）

2、事実確認の調整
・公的機関の情報収集（高齢福祉課）
・その他の情報収集（地域包括支援センター）
・必要に応じ、訪問調査（事前調査）を行い、虐待事実の確認を行う
・コアメンバーによる会議開催調整

3日以内

緊急性の判断
※必ず複数で行う
・一時保護
・措置対応の判断
・立ち入り調査の判断等

3、コアメンバー会議
（高齢福祉課・地域包括支援センター）
・虐待の有無、緊急性の判断
・虐待の種類とレベル
・虐待の発生要因
・支援の方向性の共有

立ち入り調査
高齢者の安全確認
養護者等の状況把握

カンファレンス（支援検討会議）
包括、ケアマネジャー、ヘルパー等関係機関

4、支援の実施
・成年後見制度・日常生活自立支援事業・措置入所・サービス調整等

継続支援
・様子観察
・養護者支援
・情報共有

5、終　結
・虐待の疑いがなくなった場合・施設入所・死亡等